

仕 様 書

1. 件名

令和7年度まんのう町自動体外式除細動器（AED）賃貸借

2. 契約期間（賃貸借期間）

令和7年10月1日から 令和12年9月30日まで（5年間）

3. 設置期限

令和7年9月30日まで

4. 設置台数

AED 26台（町内公共施設23箇所）

別紙、AED設置場所一覧表のとおり

5. 機器等仕様

5-1 自動体外式除細動器（AED）本体仕様

- ①医療機器（除細動器）として「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「薬機法」という。）」に基づく承認を得ていること。また、非医療従事者に対しても使用が認められているものであること。
- ②二相性波形除細動器であること。
- ③JRC蘇生ガイドライン2020に準拠した機種であること。
- ④週一回以上、AED本体・電極パッド・バッテリーについてセルフテストを行い、不具合がある場合は音や表示で警告できること。
- ⑤AED本体の使用可否をランプ等で表示し目視で確認できること。
- ⑥小児・成人モードの切り替え方法は、スイッチ等により切り替えができるものであり、パッド付け替えによる切り替えでないこと。
- ⑦電気ショックが必要と判断した後、被使用者の心電図波形の変化により電気ショックが不要となった場合に電気ショックの自動キャンセル機能を有すること。
- ⑧AEDの操作方法及び心肺蘇生の手順を誘導する日本語の音声ガイダンス機能を有し、訓練を受けていない者でも容易に操作できること。
- ⑨AED使用時の心電図データ等が保存可能な媒体を標準装備すること。
- ⑩AED本体の防水・防塵性は保護等級であるIP55以上を有していること。
- ⑪AED本体は5年間の保証期間を有すること。
- ⑫既存のAED収納ボックス（壁掛け用型番：）に収納できるAEDであること。

【参考機種】

- 日本光電 AED-3100 カルジオライフ
- フィリップス ハートスタート FRx+e
- 旭化成ゾールメディカル ZOLL AED Plus WS

5-2 AED付属品（AED本体1台につき）

（1）電極パッド：2組

①薬機法上の承認を得たものであること。

②成人・小児共用であること。

ZOLL AED Plus WSを採用する場合は、小学生～大人用除細動パッド（1枚）と未就学児用除細動パッド（1枚）とする。

③契約期間（5年間）は、使用可能な状態にすること。（使用期限による交換については、無償にて交換すること。）

（2）バッテリー：1組

①メンテナンス不要な電池パックであること。（充電式不可）

②通常保管状態で24ヶ月以上の有効期限を有し、契約期間（5年間）は、使用可能な状態にすること。（使用期限による交換については、無償にて交換すること。）

（3）救急セット：1組

次の①から⑤の用品をセットにすること。

①衣服切除用はさみ（1個）

②使い捨て不織布（2枚）またはタオル（2枚）

③カミソリ（1個）または除毛テープ（4枚）

④感染防止用手袋（1双）

⑤人工呼吸補助用具（1個）

（4）収納用バッグ（キャリングケース）：1個

①本体の保護及び救急セットを一体で収納できるものであること。

②そのまま屋外等へ搬出が可能であること。

（5）AED設置表示ステッカー：26枚

①表示ステッカー枚数：設置1箇所あたり26枚

②サイズ：A4版程度

（6）AED操作及び救命の手順ガイド：26枚

①操作ガイドは、水に濡れても傷まないものとする。

②操作ガイド枚数：設置1箇所あたり1枚

③サイズは、AED収納用バッグに入る大きさ又は同等サイズで壁掛け型収納ケースに収納できるものであること。

壁掛け型収納ケース内寸： 350（高）×400（横）×140（奥）

（7）その他

AED異常時等の問合せ先(コールセンターの電話番号)等を記載すること。
機器の取扱い等に関する説明書他、機器の取扱いや保管に必要なもの。

5-3 AED壁掛け型収納ケース

既存の壁掛け型収納ケースを使用する為、不要。

6. 機器の設置

AED機器設置にかかる費用は、受注者の負担とする。設置期限までに仕様書に明記された全ての物品等について完了すること。

なお、機器の設置については、受注者は発注者と協議のうえ、設置計画を作成し、設置箇所についても発注者と協議し設置するものとする。

7. 機器の撤去、処分

①受注者は、AEDの契約期間が満了する2ヶ月前までに賃貸借契約満了の通知をおこなうものとする。

②AEDの契約期間が満了する14日前までに撤去計画を発注者に提出し、発注者と協議のうえ、撤去、処分を行うこと。この場合における機器の撤去、処分に係る費用は受注者の負担とする。

また、契約期間中において発注者から撤去要請の連絡を受けた際は、日程や撤去後の保管場所等について協議のうえ、速やかに撤去するものとする。この場合における機器の撤去費用は受注者の負担とするが、当該撤去機器の賃貸借契約は契約終了日まで継続するものとする。

8. 問合せ確保

コールセンターを有し、AEDに関する不明点や動作の異常を発見した時など質問回答等の対応が可能な体制を確保すること。

9. 支払条件

①年度毎払い

②AED賃貸借料金(以下「賃借料」という。)の支払額は、1ヶ月間(月の初日から末日までをいう。)の額に契約期間内における各年度の契約期間月数(初年度が3ヶ月、最終年度が9ヶ月、それ以外が12ヶ月)を乗じ、消費税法に定める消費税率を乗じた額を加算した額とする。

賃借料は、受注者が契約締結年度においては契約締結開始月に、契約締結翌年度以降は、各年度開始月に、発注者の指定する方法で請求し、発注者は請求日から30日以内に支払うものとする。

10. 保証等

①保証期間は、機器納入設置日から賃貸借契約満了日までとし、保証期間中におけ

る障害の対応及び故障・盗難・破損（故意及び使用者の重過失、天災等は除く）等による機器の交換・修繕等については、追加料金なしで実施すること。

②消耗品（除細動パッド・本体バッテリー・収納ケース電池）の経年経過による定期交換については、受注者において交換時期を管理するものとし、交換時期が到来した場合は遅滞なく無償で、設置場所に出向いて代替品と交換すること。

③その他の消耗品（AED設置表示ステッカー等）についても、経年劣化等により発注者から交換の依頼があった場合は、追加料金なしで実施すること。

④契約期間中において、日本蘇生協会に基づくガイドライン等の変更があった場合には、発注者に情報提供を行い、協議のうえ対応を決定することとする。

1 1. 損害賠償

①受注者は、設置機器に対して、受注者の負担において動産総合保険を付すこと。
なお、賃貸借契約において同等以上の保証が確保されている場合は、改めて動産総合保険への加入は要さないものとする。

②受注者の責めに帰すべき事由により損害を与えた場合は、受注者の負担において損害の程度に応じ、当該物件の修繕または残存賃借料の免除及び代替品の設置の対応をするものとする。

③発注者の責めに帰すべき事由により損害を与えた場合は、受注者は損害の程度に応じ、当該物件の修繕または残存賃借料の免除及び代替品の設置の対応をするものとする。この場合の費用は、動産総合保険の保険金で充当し、なお保険で対応できない費用があれば、受注者は発注者に請求できるものとする。ただし、代替品の賃借料は損害物件の残存賃借料を上回らないものとする。

1 2. その他

（1）受注者は契約期間内において、AEDを常時正常に使用できる体制を整えること。

（2）本仕様書に定めのない事項については、事前に発注者と協議し、決定すること。